

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び W e b（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

求 釈 明 申 立 書

2019年7月29日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 皆 川 洋 美

原告らは、被告第1準備書面における被告の主張について、以下のとおり釈明を求めらる。

- 1 被告は、憲法24条1項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、……」と規定するところ、「同項にいう「両性」は、その文言上、男女を表すことは明らかであって、憲法は、当事者双方の性別が同一である場合に婚姻を成立させることを想定していないというべきである」（被告第1準備書面19頁）と主張する。

2 憲法24条1項の上記文言の解釈としては、①憲法は同性婚を容認していない（法律によって同性婚を認めることは許されない）とする見解（禁止説）と、②憲法は同性婚を許容している（法律によって同性婚を認めることは許される）とする見解（許容説）とが考え得るところ、憲法は同性婚を「想定していない」という被告の主張は、これらのいずれの見解を採用するものか明らかでない。

この点、被告が上記主張を言い換えて、「すなわち、憲法24条1項は、同性婚について異性間の婚姻と同程度に保障しなければならないことを命じるものではないと解するのが相当である」（被告第1準備書面19～20頁）と述べていることからすれば、被告の主張は、憲法24条1項が同性婚を積極的に排除する趣旨であると述べるものではなく、上記②の許容説に立っているかのようにも解される。

しかしながら、他方で、被告は、憲法14条1項違反の点に関し、「同性婚の成立は想定されていないのであるから、同性婚を認める法律を設けないことが憲法14条1項に違反すると解する余地はない」（被告第1準備書面20頁）と主張するところ、かかる主張は、同性婚を認める法律を設けることは憲法24条1項に違反し許されないことから、そのような法律を設ける余地はない旨をいうものと解することができる。そうすると、ここでの被告の主張は、上記①の禁止説に立つことを前提とするものと解されることから、結局、被告の主張がいずれの見解を前提とするものかは判然としないことになる。

3 上記①の禁止説を前提とすれば、同性婚を認めていない法律の規定が憲法に違反するものと解する余地はないことになるから、被告の主張が①の禁止説に立つものであるとすれば、同性婚を認めていない法律の規定が憲法に違反する旨を主張する原告らとしては、まずはそのような被告の主張に対する反論に注力する必要がある、憲法24条1項の「両性」との文言の解釈が本件訴訟の主要な争点（の一つ）となるものと考えられる。

これに対し、被告の主張が②の許容説に立つものであれば、法律によって同性

婚を認めることは許されるという共通の理解を前提に，更に進んで，同性婚を認めていない法律の規定が憲法24条1項及び憲法14条1項に違反するか否かの点が本件訴訟の主要な争点となり，原告らとしてもその点に主張の力点を置くべきことになるものと考えられる。

したがって，本件訴訟の争点及びその軽重を明らかにし，原告らが的確な再反論をする上では，被告の主張が①禁止説と②許容説のいずれの見解に立つものであるかが明らかにされる必要がある。

- 4 そこで，被告は，「憲法は，当事者双方の性別が同一である場合に婚姻を成立させることを想定していない」（被告第1準備書面19頁）という主張について，先述のような①禁止説（法律によって同性婚を認めることは許されないとする。）と②許容説（法律によって同性婚を認めることは許されるとする。）のいずれの見解に立つものか明らかにされたい。

以上